

○神奈川県立かながわ労働プラザ条例（平成7年3月14日 条例第6号）

神奈川県立かながわ労働プラザ条例

平成 7 年 3 月 14 日
条例第 6 号

改正	平成 9 年 3 月 25 日 条例第 2 号	平成 17 年 3 月 29 日 条例第 50 号
	平成 20 年 7 月 22 日 条例第 32 号	平成 22 年 3 月 30 日 条例第 35 号
	平成 26 年 3 月 25 日 条例第 7 号	平成 27 年 3 月 20 日 条例第 45 号
	平成 31 年 3 月 22 日 条例第 18 号	令和 2 年 3 月 31 日 条例第 41 号
	令和 7 年 3 月 25 日 条例第 8 号	

神奈川県立かながわ労働プラザ条例をここに公布する。

神奈川県立かながわ労働プラザ条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、神奈川県立かながわ労働プラザの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 労働者の福祉の増進を図り、文化活動の場を提供するための施設として、神奈川県立かながわ労働プラザ（以下「かながわ労働プラザ」という。）を横浜市中区寿町 1 丁目 4 番地に設置する。

（指定管理者による管理）

第 3 条 かながわ労働プラザの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- （1）かながわ労働プラザの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- （2）かながわ労働プラザの利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- （3）かながわ労働プラザの利用の促進に関する業務
- （4）前条に定める設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務

追加〔平成 17 年 条例 50 号〕

（指定管理者の指定の申請）

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあっては、登記事項証明書
- （2）知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- （3）法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- （4）指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
- （5）知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- （6）指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
- （7）その他知事が必要と認める書類

追加〔平成 17 年 条例 50 号〕、一部改正〔平成 20 年 条例 32 号〕

（指定管理者の指定の基準）

第 5 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準によりかながわ労働プラザの指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。

- （1）住民の平等利用が確保されること。
- （2）県内に主たる事務所を有する法人等であること。

- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (4) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (5) 安定した経営基盤を有していること。
- (6) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

追加〔平成17年条例50号〕

(指定管理者の指定の告示)

第6条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成17年条例50号〕

(管理の基準等)

第7条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関する事項
- (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

追加〔平成17年条例50号〕

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- (2) 第5条各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成17年条例50号〕

(休館日)

第9条 かながわ労働プラザの休館日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、かながわ労働プラザの施設等の修理その他の理由により必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

追加〔平成17年条例50号〕、一部改正〔平成27年条例45号〕

(開館時間等)

第10条 かながわ労働プラザの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、労働情報コーナーにあっては、午前9時から午後7時（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあっては、午後5時）までとする。

2 駐車場の供用時間は午前0時から午後12時までとし、開場時間は午前8時から午後10時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間並びに駐車場の供用時間及び開場時間を臨時に変更することができる。

追加〔平成17年条例50号〕、一部改正〔平成27年条例45号・令和2年41号〕

(利用の承認)

第11条 かながわ労働プラザを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。
ただし、公開の施設等の利用については、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないことができる。

(1) かながわ労働プラザにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他利用させることがかながわ労働プラザの管理上支障があると認められるとき。

一部改正〔平成17年条例50号〕

(利用料金の納付)

第12条 前条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、かながわ労働プラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。

3 前項の利用料金は、前納とする。ただし、駐車場利用料金については、利用者は、当該利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

一部改正〔平成17年条例50号〕

(利用料金の減免)

第13条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができる。

一部改正〔平成17年条例50号〕

(利用料金の不還付)

第14条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の事情によりかながわ労働プラザを利用することができないと認めたときは、この限りでない。

一部改正〔平成17年条例50号〕

(利用承認の取消し等)

第15条 指定管理者は、かながわ労働プラザを利用する者が第11条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき又は指定管理者が必要と認めたときは、同条第1項の承認を取り消し、又はかながわ労働プラザの利用を中止させることができる。

一部改正〔平成17年条例50号〕

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、かながわ労働プラザの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例50号〕

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
ただし、第3条から第7条まで及び第9条の規定は、平成7年4月1日から施行する。

(平成7年9月規則第98号で、同7年10月1日から施行)

附 則 (平成9年3月25日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(会館等の使用料に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に会館等の利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、第2条から第7条まで、第9条、第22条、第27条及び第28条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月29日条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第8条の規定により管理の委託をしている神奈川県立かながわ労働プラザの管理の委託並びに休館日及び開館時間については、平成18年9月1日（同日前に改正後の第5条の規定により指定管理者を指定した場合にあっては、当該指定の日。以下「指定等の日」という。）までの間は、なお従前の例による。
- 3 改正前の第3条から第7条までの規定は、前項の規定により管理を委託する間は、なおその効力を有する。
- 4 指定等の日以前に前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第3条及び第7条の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ改正後の第11条及び第15条の規定によりされた処分又は手続とみなす。

附 則（平成20年7月22日条例第32号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第35号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 神奈川県立かながわ労働プラザ条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立かながわ労働プラザ（屋内駐車場及びトレーニング機器一式を除く。）の利用に係る利用料金について、改正後の規定の例により、神奈川県立かながわ労働プラザ条例第12条第2項に基づく知事の承認を得ることができる。

附 則（平成26年3月25日条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第52条及び第53条並びに附則第3項及び第11項の規定は公布の日から、第51条及び附則第10項の規定は同年5月1日から、第22条及び第42条並びに附則第8項の規定は同年10月1日から施行する。

(神奈川県立相模湖交流センター等の利用料金に関する経過措置)

- 3 第2条、第5条、第7条から第9条まで、第11条、第14条、第15条、第17条、第47条、第49条、第54条、第55条、第57条から第61条までに規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、施行日以後の当該各条例により設置された施設の利用等に係る利用料金について、これらの規定による改正後の各条例の規定の例により、当該各条例の規定に基づく知事又は神奈川県教育委員会の承認を得ることができる。

附 則（平成27年3月20日条例第45号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川県立かながわ労働プラザ条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立かながわ労働プラザの利用に係る利用料金について、改正後の別表第1及び別表第2の規定の例により、神奈川県立かながわ労働プラザ条例第12条第2項の規定に基づく知事の承認を得ることができる。

附 則（平成31年3月22日条例第18号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4項及び附則第5項の規定 公布の日

(2)・(3) (略)

(利用料金に関する経過措置)

- 4 第3条、第5条から第16条まで、第18条、第44条、第46条、第47条、第49条及び第50条に規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、施行日以後の当該各条例により設置された施設の利用に係る利用料金について、これらの規定による改正後の各条例の規定の例により、当該各条例の規定に基づく知事又は神奈川県教育委員会の承認を得ることができる。

附 則（令和2年3月31日条例第41号）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川県立かながわ労働プラザ条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条

例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立かながわ労働プラザの利用に係る利用料金について、改正後の別表第1及び別表第2の規定の例により、神奈川県立かながわ労働プラザ条例第12条第2項の規定に基づく知事の承認を得ることができる。

別表第1（第12条関係）

施設利用料金の上限額

1 多目的ホール等利用料金

区分			平日		日曜日及び休日	
			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
多 目 的 ホ ー ル	全室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	1時間につき 13,920円	1時間につき 17,640円	1時間につき 17,640円	1時間につき 17,640円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 10,060円	同 12,660円	同 12,660円	同 12,660円
	多目的 ホール (A)	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	同 6,000円	同 7,800円	同 7,800円	同 7,800円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 4,410円	同 5,540円	同 5,540円	同 5,540円
	多目的 ホール (B)	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	同 7,800円	同 9,830円	同 9,830円	同 9,830円
		利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 5,650円	同 7,000円	同 7,000円	同 7,000円
会 議 室	特別会議室		同 1,920円	同 2,250円	同 2,250円	同 2,820円
	第1会議室		同 780円	同 1,010円	同 1,010円	同 1,250円
	第2会議室		同 780円	同 900円	同 900円	同 1,120円
	第3会議室		同 2,370円	同 3,050円	同 3,050円	同 3,840円
	第4会議室		同 1,120円	同 1,460円	同 1,460円	同 1,810円
	第5会議室	全室	同 3,280円	同 4,190円	同 4,190円	同 5,200円
	第6会議室	隣接する2室	同 2,250円	同 2,710円	同 2,710円	同 3,490円
	第7会議室	1室	同 1,010円	同 1,360円	同 1,360円	同 1,690円
	第8会議室		同 780円	同 1,010円	同 1,010円	同 1,250円
	第9会議室		同 780円	同 1,010円	同 1,010円	同 1,250円

第10会議室	同	1,010円	同	1,360円	同	1,360円	同	1,690円
第11会議室	同	1,120円	同	1,460円	同	1,460円	同	1,810円
和室	同	1,120円	同	1,360円	同	1,360円	同	1,690円
トレーニングルーム	同	1,920円	同	2,930円	同	2,930円	同	2,930円

2 ギャラリー利用料金

区分	利用料金の額
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	1時間につき 2,310円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 1,460円

3 音楽スタジオ利用料金

区分	利用料金の額
第1音楽スタジオ	1時間につき 1,300円
第2音楽スタジオ	同 1,180円

4 駐車場利用料金

区分	1時間以内の場合	1時間を超える場合
屋内駐車場	1台につき 450円	1台の開場時間における最初の1時間につき 450円 1台の開場時間における最初の1時間を超える時間30分までごとに 220円 1台1泊につき 1,620円

備考 1泊とは、開場時間の終了時刻から次の開場時間の開始時刻まで駐車することをいう。
一部改正〔平成9年条例2号・17年50号・22年35号・26年7号・27年45号・31年18号・令和2年41号・令和7年8号〕

別表第2（第12条関係）

設備利用料金の上限額

1 多目的ホール等設備利用料金

種別	単位	利用料金の額
液晶プロジェクター	1時間	850円
書画カメラ	同	360円
テープレコーダー	同	360円
その他の電気機器	同	360円
ワイヤレスマイクロフォン	同	450円
金びょうぶ	同	450円

2 音楽スタジオ設備利用料金

種別	単位	利用料金の額
ピアノ	1 時間	1,180円
エレクトリックピアノ	同	620円
シンセサイザー	同	620円
その他の楽器	同	620円
テープレコーダー	同	730円
その他の音響機器	同	620円

一部改正〔平成9年条例2号・17年50号・22年35号・26年7号・27年45号・31年18号・令和2年41号・令和7年8号〕